

令和3年度

(令和2年度実績)

# 児童相談所の状況

三重県児童相談センター



## はじめに

全国の児童相談所が対応した令和2年度の児童虐待対応件数は205,029件、本県の令和2年度の児童虐待対応件数は2,315件であり、いずれも過去最多となっています。

国においては、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の強化等を図るため、平成28年改正法において、子どもの家庭養育優先原則や国・都道府県・市町村の役割と責務の明確化し、児童相談所及び市町村の体制・専門性の強化等を図るとともに、児童福祉司等専門職の配置の充実や資質向上を図ることとしました。

そうした状況のなか、平成30年3月、東京目黒区で5歳女児の死亡事案が発生しました。事態を重く見た国は、平成30年7月に児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策、平成30年12月に児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）を決定しました。

新プランでは、児童相談所及び市町村の体制と専門性の強化を図るため、児童相談所における児童福祉司や児童心理司など専門職の大幅な増員や、市町村への子ども家庭総合支援拠点の設置等を求めるとともに、その目標年次を定めました。

ところが、新プラン策定直後の平成31年1月、千葉県野田市で10歳女児の死亡事案が発生しました。国は対策の抜本的強化を迫られ、令和元年改正法において、児童の権利擁護と児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の措置を講じるとともに、ワーキングチーム等を設置し、子どもの権利擁護に関する検討や一時保護の手続の在り方の検討等が現在も継続して行われています。

県では、国の矢継ぎ早な施策展開や法改正にも適切・柔軟に対応し、従前からの福祉技術職の採用試験に加え、児童福祉司や児童心理司の職員募集を随時行い、職員体制の充実に努めるとともに、県内市町への子ども家庭総合支援拠点の設置促進や関係機関の連携の強化に努めるなど取組を進めているところです。

また、県では、平成26年度から取り組んできたリスクアセスメントを通じて蓄積してきたデータを活用し、昨年7月、人工知能（AI）によりデータ分析を行う児童虐待対応支援システム（AiCAN）を県内すべての児童相談所に導入しました。

システムの導入により、対応の迅速化や判断の質の向上等の効果が報告されていますが、AIによるデータ分析は、データが多いほど、より精度の高い分析や判定を導き出すことができることから、児童相談所の日々の業務のなかでシステムを活用し、データを蓄積して精度を高めるとともに、より質の高い判断ができるよう研修や議論を重ねていきます。

また、昨年からの新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待等のリスクが高まるなか、児童相談体制の維持や、保護者が感染し養護欠損となった児童への対応など、新たな課題にも職員一同が強い使命感のもと協力して取り組んでいます。

本書は、コロナ禍における児童相談所の1年間の活動の実績をお示しするものです。本冊を児童福祉推進の資料として、広く活用していただければ幸いです。

令和3年11月

三重県児童相談センター

所長 中澤 和哉

# 目 次

## I 児童相談センター

1	児童相談センター設立の経過と組織	1
2	児童相談センター各室（課）の主な業務	4
(1)	総務・家庭児童支援室 総務調整課	4
(2)	総務・家庭児童支援室 家庭児童支援課	4
(3)	児童相談強化支援室	4
(4)	一時保護室	4
3	児童相談センター組織図	5
4	児童相談センター各室の職員数	6
5	児童相談センターの主な取組	8
(1)	市町支援の取組	8
(2)	人材育成への取組	12
(3)	アセスメントツール活用強化事業	15
(4)	児童虐待進行管理モニター強化事業	15
(5)	里親推進に向けた取組	15
6	児童相談所管内別基礎データ	16
7	児童相談業務の流れ	17
8	児童相談の種類及び主な内容	18

## II 児童相談の状況

1	相談受付の状況	19
(1)	児童相談所別・通告経路別件数	19
(2)	年度別・種類別件数	20
(3)	市町における児童家庭相談受付件数<参考>	21
(4)	種類別・年齢別件数	22
2	相談対応の状況	23
(1)	種類別・対応別件数	23
3	一時保護の状況	24
(1)	種類別・年齢別受付対応件数（所内保護分）	24
(2)	対応別保護延べ日数（所内保護分）	25
(3)	年度別・年齢別受付対応件数（所内保護分）	25
(4)	一時保護対応件数	26
4	児童福祉施設入所児童数	27

## III 相談種別別対応件数等の状況

1	養護相談の状況	28
---	---------	----

(1) 養護理由別対応件数	28
(2) 虐待相談の対応状況	30
2 非行関係相談の状況	33
(1) ぐ犯、触法行為別・年齢別受付件数	33
3 不登校相談の状況	35
(1) 年度別・学年別受付件数	35
(2) 児童相談所別対応件数	35
<b>IV 里親の状況</b>	
1 児童相談所別里親登録数	36
2 委託児童数	36
(1) 児童相談所別委託児童数	36
(2) 年度別里親登録数、委託児童数	36
3 里親委託率	36
<b>V 青少年健全育成</b>	
1 立入調査実施状況	37
2 協力店舗状況	37
<b>&lt;参考&gt;</b>	
三重県児童福祉施設一覧表	38

# I 児童相談センター

児童相談センターは、児童相談所を取り巻く状況の変化に対応するため、平成17年4月1日に設立されました。

## 1 児童相談センター設立の経過と組織

令和3年4月1日現在

### (1) 保健所、福祉事務所、児童相談所の統合

平成10年4月に、県民局の充実強化、組織の総合化という流れのなかで、保健所(11)、福祉事務所(7)、児童相談所(5)を統合し、9つの「生活創造圏」ごとに県民局保健福祉部が設置されました。

また、組織のフラット化による意思決定の迅速化、組織をできるだけ大括りにすることによる柔軟な組織運営、職員の能力の有効活用を趣旨とした「係」制に代わる「グループ」制が導入されました。

従来の5児童相談所は、県民局保健福祉部児童グループとなり、所長は児童監として兼務することになりました。児童相談所がない県民局の保健福祉部には、保健福祉グループが設置され、児童相談所機能の一部を担当することとなりました。

### (2) 課の廃止とチームの設置

平成14年4月全庁的に課を廃止し、チーム制を導入することになり、県民局保健福祉部においても、児童グループは児童相談チームとなり、所長はチームマネージャーを兼務することとなりました。

その際、業務内容についても検討され、

- 北勢、中央児童相談所は、危機介入を中心とした、より専門性や要保護性の高い、養護相談、虐待相談、非行相談、不登校相談に専門特化した機能をもつ児童相談チームとして設置されました。
- 県民局保健福祉部保健福祉グループは、子育て支援グループとして、児童相談所から児童の発達・障害相談機能の移管を受け、母子保健、母子寡婦福祉、女性相談(DV相談)、保育所事務を受け持つ「児童に関する保健・福祉の総合的なサービス提供窓口」として設置されました。
- 他の3児童相談所については、児童相談チームと子育て支援グループの機能を併せ持つ児童家庭チームとして設置されました。

平成16年4月からチームは「室」と名称が変更されました。

### (3) 児童相談センターの設置

急増する児童虐待等に対応する児童相談所として、次のような問題点が指摘されてきました。

- 児童虐待に対応する専門的人材が不足していること。
  - 児童虐待等の困難事例が急増するなかで、技術的、人材的に現行の県民局別の児童相談所での業務体制に限界が目立ってきたこと。
  - 児童福祉法の改正で、市町村が児童相談の第一義的相談窓口の役割を担う等、児童相談の役割分担化、専門化が進められるなかで、全県的に児童相談体制をリードする企画調整機能が必要とされたこと。
  - バックアップ体制不足による児童相談所職員の過度の心理的負担が増加したこと。
  - 中長期的な児童相談体制を支える人材の育成とスキルの蓄積が必要とされたこと。
  - 施設入所児童の自立支援のための十分なフォローが必要とされたこと。
- これらの問題に対応するための見直しの方向性として、
- 三重県の児童相談所の専門性向上や効率的サービスの提供を自ら考え、実施する

仕組みづくり。

- 全児童相談所を一体的、地域横断的にマネジメントできる体制づくり。
- 児童相談現場への助言・指導等が支援できる体制づくり。
- 子どもの危機管理的対応、困難ケースへの対応強化等、児童の安全確保と保護を適切に対応できる体制づくり。
- 新たな行政需要に対応できる体制づくり。

等について検討を行いました。

検討の結果、児童相談の実施に係る全ての権限を有する、県民局から独立した単独地域機関として、平成17年4月、三重県児童相談センターを設置することとしました。

- 児童相談センターには、総務・企画調整室、家庭自立支援室、虐待対策支援室、一時保護室の4室を置き、職員はどれかの室に配属されました。
- 室に配属された職員は、児童相談所に駐在して児童相談業務を担当することとしました。
- 児童相談所長は、総務・企画調整室に配属されますが、業務は各児童相談所において職員を統括し、ケースの進行管理を行い、法に定められた権限を行使することとしました。
- 児童相談センターが全児童相談所の中央機能を担うこととなったため、従来の中央児童相談所を中勢児童相談所と名称変更しました。
- 県民局子育て支援グループは廃止し、経過的な処置として児童相談所職員が保健福祉部職員を兼務して県民局保健福祉部に駐在し、従来の児童相談と法改正による市町村における相談業務の支援を行うこととしました。

#### (4) 保健福祉部職員兼務の廃止

平成18年度の組織改編により、児童相談所職員の保健福祉部兼務はなくなり、児童相談は児童相談所において対応することとなりました。

#### (5) 児童相談センターの組織見直し(現在の各室の主な業務内容は4頁参照)

- 平成20年度
  - 児童虐待ケースに対するよりの確な対応、家族再生支援業務の推進、児童福祉司の専門性の強化や育成等を図るため、「家庭自立支援室」と「虐待対策支援室」の二室を「家庭自立支援室」と「児童自立支援室」の二室に再編しました。
  - 北勢及び中勢児童相談所の「家庭支援課」と「虐待対応課」を統合し、「家庭自立支援一課」「家庭自立支援二課」「児童自立支援課」の三課を設置しました。
- 平成21年度
  - 「家庭自立支援室」と「児童自立支援室」を統合し「家庭児童自立支援室」を設置しました。
  - 北勢及び中勢児童相談所の課名を「家庭児童支援一課」「家庭児童支援二課」「家庭児童支援三課」に変更しました。
  - 南勢志摩、伊賀、紀州の各児童相談所に「家庭児童支援課」を新設しました。
- 平成22年度
  - 「家庭児童自立支援室」を「家庭児童支援室」に変更しました。
- 平成23年度
  - 「家庭児童支援室」に「改革推進課」「自立支援課」の2課を新設しました。
  - 北勢児童相談所に「家庭児童支援四課」を設置し4課体制にしました。
- 平成25年度
  - 法的対応力及び介入型支援を強化するため「法的対応室」を新設しました。
  - 市町における児童相談体制強化を支援するため「市町支援プロジェクトチーム」を新設しました。
  - 「家庭児童支援室」の「改革推進課」を廃止しました。
  - 「総務・企画調整室」を「総務調整室」に変更しました。

- 平成28年度
  - 児童相談所及び市町に対する窓口を一本化し一元的に支援を展開していくため、「法的対応室」及び「市町支援プロジェクトチーム」を統合し「児童相談強化支援室」、「児童相談強化支援課」を設置しました。
- 平成29年度
  - 「総務調整室」及び「家庭児童支援室」を統合し「総務・家庭児童支援室」とし、「総務調整課」及び「家庭児童支援課」を設置しました。
  - 北勢児童相談所に「副所長」を配置しました。
  - 言語・聴覚部門を6月1日に新設された「三重県立子ども心身発達医療センター」に移管しました。
- 平成30年度
  - 安倍内閣総理大臣が児童相談センターに来所され、現場職員と意見交換を行いました。また、中勢児童相談所及び、併設の一時保護所を視察されました。
- 平成31年度（令和元年度）
  - 県内の虐待相談対応件数が増加し平成29年度に過去最多となり、なかでも県北部の5市5町を管轄する北勢児童相談所では全体の約58%を占め、緊急時の対応や市町との連携の面で地理的な課題が生じていました。このため、鈴鹿児童相談所を開設し、市との連携、緊急時の対応の充実を図りました。これに伴い、北勢児童相談所の副所長を廃止しました。
  - 平成25年度から取り組んでいるリスクアセスメントツールで得たデータを活用し、産業技術総合研究所と共同して、AIを活用した児童虐待対応支援システムの実証実験を中勢児童相談所と南勢志摩児童相談所で開始しました。
- 令和2年度
  - 北勢児童相談所において、課長のマネジメント機能の向上と職員間の情報共有を円滑にするために、三泗地区を所管する家庭児童支援二課を分割しました。
  - 児童福祉法改正による介入と支援の分離については、北勢児童相談所と中勢児童相談所は当番制により対応し、他の小規模児相は組織変更せず、所全体で対応することとしました。
  - 昨年度実証実験を行った人工知能（AI）を活用した児童虐待対応支援システムを全児童相談所に導入しました（令和2年7月）。これにより、迅速で的確な虐待対応が期待されます。



## 2 児童相談センター各室（課）の主な業務

令和3年4月1日現在

### (1) 総務・家庭児童支援室

#### 総務調整課

- ・ 児童相談センターの人事に関すること
- ・ 児童相談センターの予算に関すること
- ・ 児童相談センターの庶務経理に関すること
- ・ 児童相談センターの統計、分析に関すること
- ・ 児童相談センターの広聴・広報に関すること
- ・ 庁舎管理・修繕に関すること
- ・ 防災及び危機管理に関すること
- ・ 児童福祉法第56条保護者負担金に関すること

### (2) 総務・家庭児童支援室

#### 家庭児童支援課

- ・ ファミリーホーム・里親委託推進に関すること
- ・ 児童福祉施設への入所調整に関すること
- ・ 児童福祉施設の事故対応調整に関すること
- ・ 児童福祉施設の処遇改善・質の向上に関すること
- ・ 療育手帳、心理検査等の調整に関すること

### (3) 児童相談強化支援室

#### 児童相談強化支援課

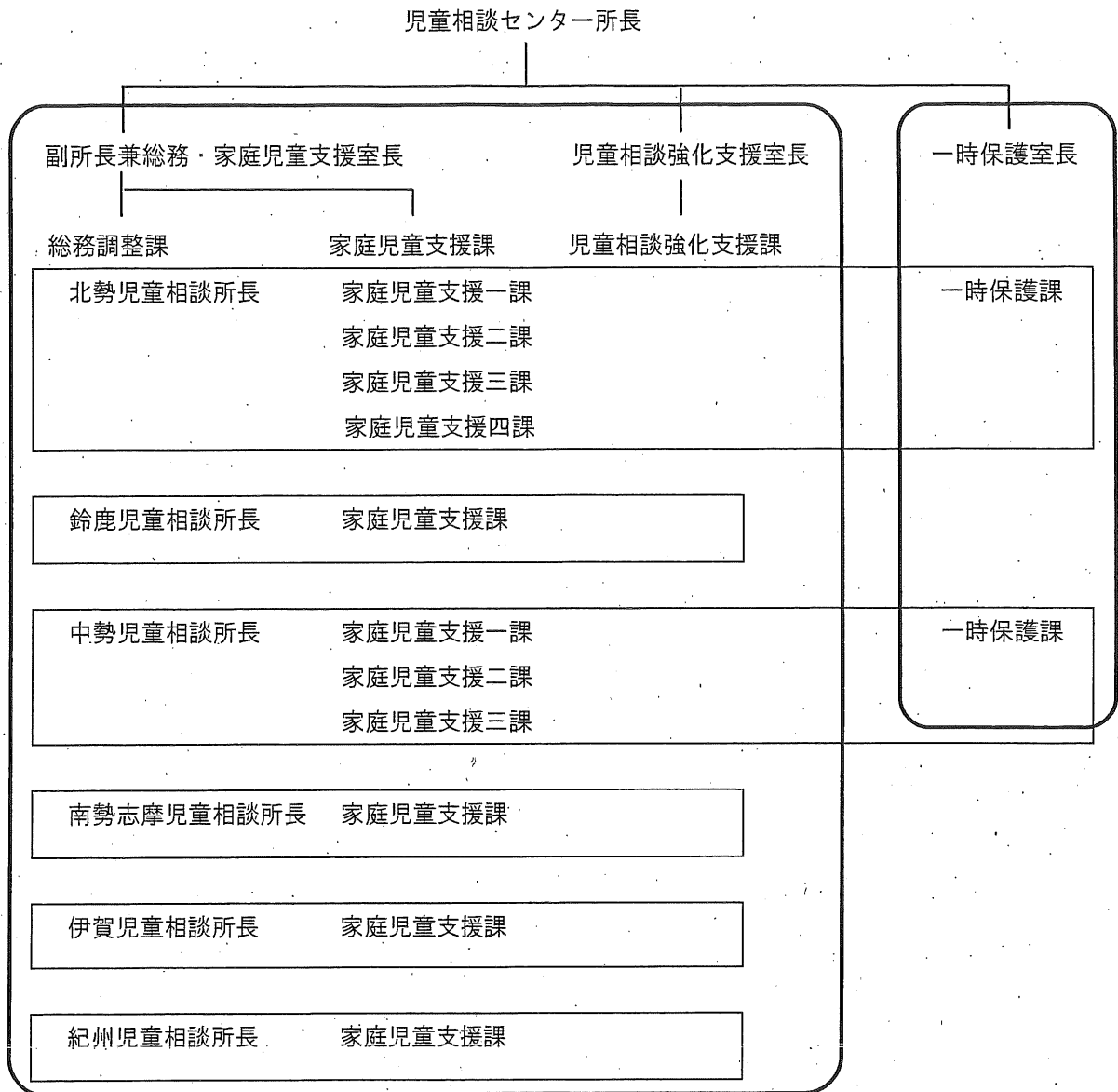
- ・ 児童虐待の防止に関すること
- ・ 各児童相談所における児童虐待の危機管理に関すること
- ・ 児童相談所職員等の専門性向上に関すること
- ・ 児童相談所児童記録システムに関すること
- ・ 社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会に関すること
- ・ 市町の相談体制強化の支援に関すること
- ・ 市町における児童相談に係る人材育成の支援に関すること
- ・ 市町要保護児童対策地域協議会の支援に関すること

### (4) 一時保護室

- ・ 一時保護児童の生活指導及び行動診断に関すること
- ・ 中勢及び北勢児童相談所一時保護所における入・退所調整に関すること
- ・ 一時保護児童の健康管理、感染予防プログラムに関すること
- ・ 一時保護児童の心理療法の実施に関すること
- ・ 一時保護児童の処遇に関するスーパーバイズに関すること

### 3 児童相談センター組織図

令和3年4月1日現在



所名	管轄地域
北勢児童相談所	四日市市、桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿児童相談所	鈴鹿市、亀山市
中勢児童相談所	津市、松阪市、多気町、明和町、大台町
南勢志摩児童相談所	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀児童相談所	名張市、伊賀市
紀州児童相談所	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

#### 4 児童相談センター各室の職員数

職員数 214名 (正職員 131名、会計年度任用職員 83名) 令和3年4月1日現在

センター所長										<u>1</u>
総務・家庭児童支援室										<u>10 (3)</u>
副所長兼室長	1	精神科医師	1	課長						2
事務職員	4	児童福祉司	2							
会計年度任用職員	3									
こども家庭専門指導員 (1)		家庭的養護支援員 (1)								
里親委託推進員 (1)										
各児童相談所駐在										<u>6</u>
児童相談所長	6									
児童相談強化支援室										<u>6 (2)</u>
室長	1	課長	1	児童福祉司等	4					
会計年度任用職員	2									
法的対応等支援員 (1)		法的対応指導員 (弁護士) (1)								
各児童相談所駐在										<u>87 (22)</u>
課長	11	児童福祉司	44	児童心理司	21					
相談担当職員	6	保健師	5							
会計年度任用職員	22									
精神科嘱託医 (2)				児童虐待対応協力員 (9)						
被虐待児対応心理補助支援員 (5)				青少年総合支援員 (6)						
一時保護室										<u>1</u>
室長	1	(中勢児童相談所一時保護課長と兼務)								
各児童相談所駐在										<u>20 (56)</u>
課長	1	児童指導員	19							
会計年度任用職員	56									
心理判定員 (2)				一時保護対応協力員 (39)						
児童施設炊事業務等支援員 (7)				一時保護対応健康管理支援員 (1)						
一時保護及び入所施設宿日直事務支援員 (7)										

## 各児童相談所の人員

北勢児童相談所	74名			
所長	1			
課長	5	児童福祉司等	18	
児童心理司	7	保健師	3	
一時保護所職員	11	会計年度任用職員	29	
鈴鹿児童相談所	15名	(外数として北勢児相との兼務保健師1名)		
所長	1	課長	1	
児童福祉司等	7	児童心理司	3	
会計年度任用職員	3			
中勢児童相談所	71名	(一時保護課長は一時保護室長と兼務)		
所長	1	課長	4	
児童福祉司等	12	児童心理司	5	
保健師	2	一時保護所職員	8	
会計年度任用職員	39			
南勢志摩児童相談所	11名	(外数として保健所との兼務保健師1名)		
所長	1	課長	1	
児童福祉司等	5	児童心理司	2	
会計年度任用職員	2			
伊賀児童相談所	12名	(外数として保健所との兼務保健師1名)		
所長	1	課長	1	
児童福祉司等	6	児童心理司	2	
会計年度任用職員	2			
紀州児童相談所	9名	(外数として保健所との兼務保健師2名)		
所長	1	課長	1	
児童福祉司等	2	児童心理司	2	
会計年度任用職員	3			

## 5 児童相談センターの主な取組

### (1) 市町支援の取組

三重県全体の児童相談体制の強化に向け、県と市町の情報共有や役割分担に関する課題への適切な対応や市町の児童相談体制の強化を支援するため、平成24年度から児童相談所と市町が定期協議を実施しています。

また、市町における児童相談対応の中核組織となる市町要保護児童対策地域協議会の運営やケースマネジメント力の向上に向けて、有識者であるアドバイザー等を派遣しています。

さらに、市町職員の人材育成を支援するため、テーマ別研修や各児童相談所管轄で事例検討会等を開催しています。

なお、令和2年度に実施した市町支援に関する主な取組は以下のとおりです。

#### ア 市町との定期協議の実施状況

実施期間	実施内容
9月から12月	市町の児童相談体制の課題を把握し、子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて専門家を交えて相談できるアドバイザー事業を実施しながら、市町と課題解決に向けて共に取り組みました。

#### イ 市町児童福祉主管課長会議の開催状況

日程	会議内容	出席者
6/24	人工知能(AI)を活用した児童虐待対応支援システムの成果について等	県内各市町 児童福祉主管課長等

#### ウ 児童虐待にかかる関係行政機関連絡会議の開催状況

児童相談所と警察の連携をより一層強化し、児童虐待事案に迅速かつ適切な対応を図るため、令和2年10月30日、11月4日、11月12日に警察と児童相談所による立入調査等の合同研修を実施しました。

例年各児相管内においては、警察・市町・教育委員会・児童相談所の実務者担当者を対象に、児童虐待についての講義と事例検討会を行っていますが、県内の新型コロナウイルスの流行状況を踏まえて、各ブロック合同のリモート研修会に変更しました。

研修テーマ	講師	日程	参加者
ブロック別研修会 (事例検討会)	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会愛育 研究所 客員研究員 山本 恒雄	12/25	県内市町児童福祉主管課職員 教育委員会職員 児童相談所職員 警察署職員

エ 市町アドバイザー派遣事業実施状況

アドバイザー派遣市町数	アドバイザー派遣回数	派遣内容
9市町	12回	市町要保護児童対策地域協議会での運営支援及びケースマネジメント支援

オ 市町スーパーバイザー派遣事業実施状況

スーパーバイザー派遣市町数	スーパーバイザー派遣回数	派遣内容
4市町	14回	市町における児童虐待相談等の相談援助業務に対する助言等

カ 児童福祉司任用前講習（児童福祉法第13条第3項第5号）及び  
要対協調整担当者研修会（児童福祉法第25条の2第8項）

研修テーマ	講師	日程
子ども家庭相談援助制度及び実施体制	児童相談所長	6/5
児童相談所の役割と連携	児童相談所長	
母子保健の役割と保健機関との連携	児童相談センター職員	
子どもと家族の生活に関する法と制度の理解	県庁職員	
障害相談・支援の基本	障害者相談支援センター所長	6/10
非行対応の基本	元家庭裁判所調査官 早川 武彦	
社会的養護による自立支援と市区町村の役割	特定非営利活動法人 児童虐待防止協会 理事長 津崎 哲郎	
子どもの成長・発達と生育環境	児童相談センター職員	6/19
子どもの権利擁護と倫理	元家庭裁判所調査官 早川 武彦	6/19
心理検査・療育手帳について	児童相談センター職員	6/25
子ども虐待対応の基本	児童相談所長	
要保護児童対策地域協議会の運営	立命館大学 教授 野田 正人	7/15
会議の運営とケース管理		
子どもの所属機関の役割と連携		
子ども家庭支援のためのソーシャルワーク 子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	皇學館大学 教授 吉田 直樹	7/27
修了者数	児童福祉司任用前講習	8名
	要対協調整対象者研修会	19名

キ 市町児童福祉担当職員等研修会実施状況

研 修 テ ー マ	講 師	日 程	参加職員 (市町職員)
市町児童福祉担当職員情報交換会	—	7/10	28名 (28名)
「困っている子ども」を支援する ～認知の歪みに潜む児童虐待の影響～	三重大学教育学部 教授 松浦 直己	11/20	111名 (32名)
※研修テーマによっては市町職員の他、児童相談所職員等も受講している。			

ク 児童福祉に関する指定講習会実施状況

講 義 名	日 程	講 師
「児童福祉論」	8/28	元家庭裁判所調査官 早川 武彦 (公認心理師、社会福祉士)
「要保護児童対策地域協議会運営論・ 市町児童家庭相談援助論」		立命館大学 教授 野田 正人
「児童相談所運営論」 「障害者福祉論」	9/10	鈴鹿児童相談所 所長 森本 良一 三重大学 教授 松浦 直己
「児童虐待援助論(発生予防)」 「児童虐待援助演習」	9/17	特定非営利活動法人 児童虐待防止協会 理事長 津崎 哲郎
「社会福祉援助技術論」 「社会福祉援助技術演習」	9/25	皇學館大学 教授 吉田 直樹
「養護原理」	10/2	里山学院 法人統括施設長 鍵山 雅夫
「児童虐待援助論(初期対応)」		三重県児童相談センター 元所長 鈴木 聡
修了者数		12名 (市町職員 10名)

※この講習会は、厚生労働省告示に基づく講習会です。H27年度から、市町・児相職員のほか、乳児院・児童養護施設職員、私立認可保育園職員も受講対象としています。

## 【児童福祉司資格修了講習会における市町別修了者数】

(単位：人)

年度 市町	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (元年度)	令和 2年度
津市	3	1	3	2	1	3
四日市市	3	1	1	2	3	2
伊勢市	1	1	1	1	2	
松阪市	2	2	2		2	
桑名市	1	4	1	3	5	1
鈴鹿市					1	
名張市	4			2	1	1
尾鷲市		1	1			
亀山市						
鳥羽市	1	1		2	3	1
熊野市						
いなべ市	1		1		1	
志摩市				1	1	
伊賀市	2	1	2			1
木曾岬町					1	
東員町		1	2		1	
菰野町		1		1		
朝日町						
川越町				1		1
多気町						
明和町		1	1			
大台町						
玉城町		1		3	2	
度会町	2					
大紀町						
南伊勢町						
紀北町						
御浜町						
紀宝町						
計	20	16	15	18	24	10



(2) 人材育成への取組

児童相談所職員等の法的対応力等専門性の向上を目的として、平成23年度に研修体系の見直しを行い、「三重県児童相談所職員研修体系・人材育成の考え方」を取りまとめました。平成24年度から、新たな研修体系に基づき、的確な判断能力と使命感を持った人材育成に努めています。

なお、令和2年度に実施した人材育成に関する主な取組は、以下のとおりです。

ア 児童福祉司任用前講習（児童福祉法第13条第3項第5号）

研 修 テ ー マ	講 師	日 程
子ども家庭相談援助制度及び実施体制	児童相談所長	6/5
児童相談所の役割と連携	児童相談所長	
母子保健の役割と保健機関との連携	児童相談センター職員	
障害相談・支援の基本	障害者相談支援センター所長	6/10
非行対応の基本	元家庭裁判所調査官 早川 武彦	
社会的養護による自立支援と市区町村の役割	特定非営利活動法人 児童虐待防止協会 理事長 津崎 哲郎	
行政権限の行使と司法手続き	児童相談センター職員	6/17
子どもの成長・発達と生育環境	児童相談センター職員	6/19
子どもの権利擁護と倫理	元家庭裁判所調査官 早川 武彦	
心理検査・療育手帳について	児童相談センター職員	6/25
子ども虐待対応の基本	児童相談所長	
要保護児童対策地域協議会の運営	立命館大学 教授 野田 正人	7/15
会議の運営とケース管理		
子どもの所属機関の役割と連携		
子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	皇學館大学 教授 吉田 直樹	7/27
子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方		
修了者数	1名	

イ 初任者研修（児相1年目）

区分	研修テーマ	講師	日程	参加職員
児童相談所OJT	OJTリーダーを選任し、チェックシートや育成シートを活用し初任者を育成	児童相談所職員	通年	18名

ウ 児童福祉司任用後研修（児童福祉法第13条第8項）

研修テーマ	講師	日程
関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援	立命館大学 教授 野田 正人	10/16
児童相談所における方針決定の過程	児童相談所長	
子ども家庭支援のためのケースマネジメント	皇學館大学 教授 吉田 直樹	11/6
非行対応	元家庭裁判所調査官 早川 武彦	11/13
行政権限の行使と司法手続き	児童相談センター職員	
子どもの面接・家族面接に関する技術	特定非営利活動法人 児童虐待防止協会 理事長 津崎 哲郎	11/26
社会的養護における自立支援		
子ども虐待対応	社会福祉法人恩賜財団 母子愛育会愛育研究所 客員研究員 山本 恒雄	12/2
修了者数		20名

エ 研修

研修名	講師	日程	参加職員
「困っている子ども」を支援する ～認知の歪みに潜む児童虐待の影響～	三重大学教育学部 教授 松浦 直己	11/20	市町、児童相談所職員 111名

オ 児童相談所職員研修

コロナ感染拡大防止の観点から、開催せず。

カ 児童福祉施設等職員との合同研修（総務・家庭児童支援室が担当）

研修名	講師（敬称略）	日程	参加職員
CAP※施設職員セミナー ※入所児童（児童養護施設4施設）に対してもCAPプログラムを実施しました。	CAPみえ	7/8	児相 9名 施設 33名 その他 2名

児童相談所－児童福祉施設 合同研修会 「セクシャル・デバイス・ネットワーク ～スマホ・ネットのリスク～」	エス・オー・エスこどもの村 (「人間と性」教育研究協議会 全国児童養護施設サークル 代表) 佐々木 玄	1/7	児相 21名 施設 31名
児童相談所－児童福祉施設 合同研修会 「措置変更を経験した子どものライフ ストーリーワーク」	大阪府立大学 人間社会システム科学研究科 教授 伊藤 嘉余子	1/22	児相 22名 施設 25名
児童相談所－児童福祉施設 合同研修会 「CPAトレーナー養成講座」	青少年養育支援センター 「陽気会」 代表 杉江 健二	3/2～ 3/3	児相 10名 施設 19名

(3) アセスメントツール活用強化事業

令和2年度においては、ツールの活用を強化するため引き続き山本恒雄氏にデータの分析とその結果に基づく研修を委託し、リスクアセスメントシートの改良と調査項目の提案を受け、職員との意見交換を行いました。

(4) 児童虐待進行管理モニター強化事業

子どもや保護者の状況、家庭環境の変化等をきめ細かく把握し、的確なケース対応を行うため、対応の必要度に応じて、定期的に子どもが在籍する学校、保育所等を訪問し、当該子ども及び家庭の情報を収集する事業です。

令和2年度においては、社会福祉法人アパティア福祉会に委託し、引き続き津市及び四日市市、三重郡において事業を実施しました。

(5) 里親委託推進に向けた取組

《里親養育包括支援事業》

フォスタリング機関支援事業

北勢児童相談所・伊賀児童相談所管内において、里親制度の普及啓発から里親等への研修、里親訪問等支援に至るまでの包括的なフォスタリング業務を社会福祉法人に委託し、それぞれの管内におけるフォスタリング業務実施体制を整備しました。

《里親普及啓発事業》

① 里親シンポジウム

「子どもの声を聴こう ～社会的養育のもとで暮らす子どもの声から考える～」をテーマに里親シンポジウムを開催しました。第一部では、「受けとめていますか？子どもたちの想い」と題して講演を、第二部では、養育里親、社会的養育経験者、子育て支援関係者を交えてのパネルディスカッションを行いました。

② 里親説明会・里親出前講座

各児童相談所管内で里親説明会を開催するとともに、里親支援専門相談員と連携して、民生委員・児童委員や県職員、ファミリーサポートセンター等の会議・研修の場で里親出前講座を実施しました。

③ イベントでの啓発活動、広報

市町の福祉イベントに啓発ブースを出展するとともに、県庁・市役所・町役場等でのポスター掲示、県・市町広報誌や子育て情報誌等への記事掲載、新聞広告、ラジオ広報などを行いました。

《里親支援事業》

① 里親登録前研修

里親登録希望者を対象に、①基礎研修、②登録前Ⅰ研修、③登録前Ⅱ研修(養育)、④登録前Ⅱ研修(養子縁組)の計4日間、年2クール開催しました。(令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1クールを中止しました。)

② 養育里親・専門里親更新研修

登録更新を希望する養育里親・専門里親を対象として、「里親制度を取り巻く状況について」「里親家庭における子どもの権利擁護」等をテーマに更新研修を開催しました。

③ 里親スキルアップ研修

現在登録している全里親を対象に、里親支援専門相談員と連携した里親トーク会を開催しました。この他、フォスタリング機関による全里親を対象としたスキルアップ研修を開催しました(全8回)。

④ 里親委託推進委員会(年3回)

三重県里親会、三重県児童養護施設協会、児童委員、学識経験者等で構成する委員会を開催し、里親制度のより一層の推進を図るため、議論を深めました。

6 児童相談所管内別基礎データ

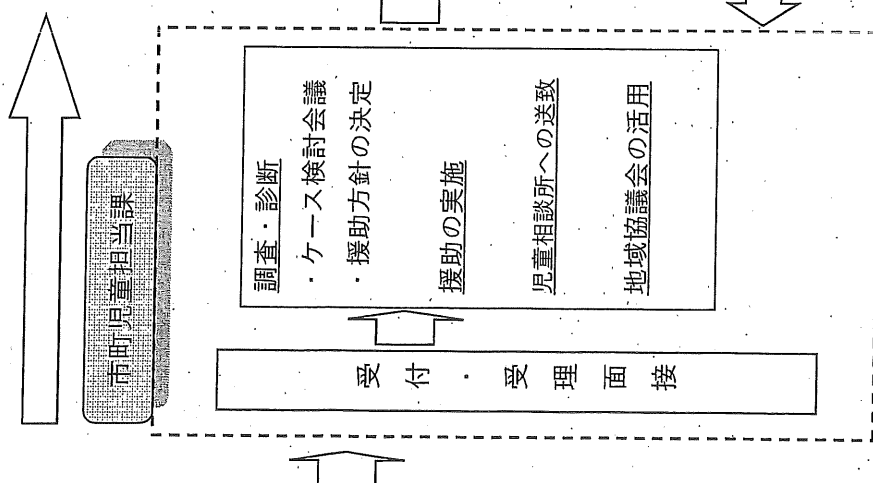
児相	市郡名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口 (人)	児童人口			保育所 (所)	幼稚園 (園)	認定こども園 (園)				小学校 (校)	中学校 (校)	義務教育学校 (校)	中等教育学校 (校)	児童委員 (人)	主任児童委員 (人)	
				男 (人)	女 (人)	計 (人)			幼保連携型	幼稚園型	保育園型	計							
北勢	桑名市	136.68	138,671	11,174	10,724	21,898	20	16	6			6	28	10			233	24	
	いなべ市	219.83	45,000	3,414	3,290	6,704	13				0	11	4				96	8	
	四日市市	206.52	305,744	23,460	22,528	45,988	50	31	5			5	37	22			555	54	
	桑名郡	15.74	6,020	337	341	678	0		1			1	1	1				11	2
	員弁郡	22.68	25,791	2,117	2,099	4,216	6	6				0	6	2				48	4
	三重郡	121.73	66,724	6,141	5,859	12,000	12	7			2	2	8	4				116	9
計	3市5町	723.18	587,950	46,643	44,841	91,484	101	60	12	0	2	14	91	43	0	0	1,059	101	
鈴鹿	鈴鹿市	194.46	195,742	14,573	13,986	28,559	36	17	6			6	30	10		1	342	33	
	亀山市	191.04	49,878	3,934	3,670	7,604	12	5	2			2	11	3			93	9	
	計	2市	385.50	245,620	18,507	17,656	36,163	48	22	8	0	0	8	41	13	0	1	435	42
中勢	津市	711.19	274,759	21,097	19,786	40,883	43	32	20			20	49	20	1		573	44	
	松阪市	623.58	159,231	12,627	11,613	24,240	32	23			3	3	36	11			361	27	
	多気郡	506.96	45,165	3,486	3,338	6,824	10	1	3		2	5	15	5			134	8	
計	2市3町	1,841.73	479,155	37,210	34,737	71,947	85	56	23	0	5	28	100	36	1	0	1,068	79	
南勢	伊勢市	208.35	122,855	9,004	8,636	17,640	26	15	8	1		9	22	10			280	28	
	鳥羽市	107.34	17,537	1,150	960	2,110	7	1				0	7	5			53	3	
	志摩市	178.95	46,104	2,533	2,475	5,008	12	6				0	7	6			130	11	
	度会郡	651.10	41,697	2,704	2,503	5,207	15				1	1	12	6			156	9	
計	3市4町	1,145.74	228,193	15,391	14,574	29,965	60	22	8	1	1	10	48	27	0	0	619	51	
伊賀	伊賀市	558.23	88,863	6,111	5,892	12,003	27	2	1			1	19	10			281	28	
	名張市	129.77	76,414	5,791	5,610	11,401	12	4	5			5	14	5			173	16	
	計	2市	688.00	165,277	11,902	11,502	23,404	39	6	6	0	0	6	33	15	0	0	454	44
紀州	尾鷲市	192.71	16,257	853	854	1,707	7	1				0	5	2			56	3	
	熊野市	373.35	15,966	934	936	1,870	6	1			1	1	8	5			78	4	
	北牟婁郡	256.54	14,618	742	723	1,465	7	2				0	8	4			66	4	
	南牟婁郡	167.75	18,404	1,281	1,226	2,507	5	1			2	2	9	5			68	5	
計	2市3町	990.35	65,245	3,810	3,739	7,549	25	5	0	0	3	3	30	16	0	0	268	16	
合計	14市15町	5,774.50	1,771,440	133,463	127,049	260,512	358	171	57	1	11	69	343	150	1	1	3,903	333	

- ※ 1 面積は、令和2年10月1日現在（国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」）
- 2 人口は、令和2年10月1日現在（三重県年齢別人口調査結果）
- 3 保育所数は、令和3年4月1日現在（子ども・福祉部少子化対策課）
- 4 幼稚園、小学校、中学校数は、令和3年5月1日現在（除く休園・休校）（三重県教育委員会）
- 5 認定こども園は、令和3年4月1日現在（子ども・福祉部少子化対策課）
- 6 児童委員、主任児童委員数は、三重県民生委員定数条例等による

# 7 児童相談業務の流れ

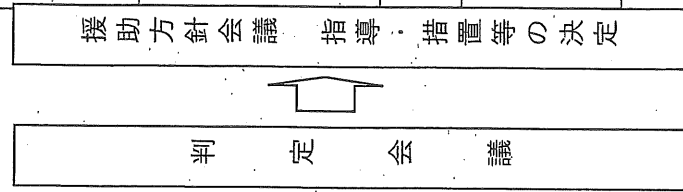
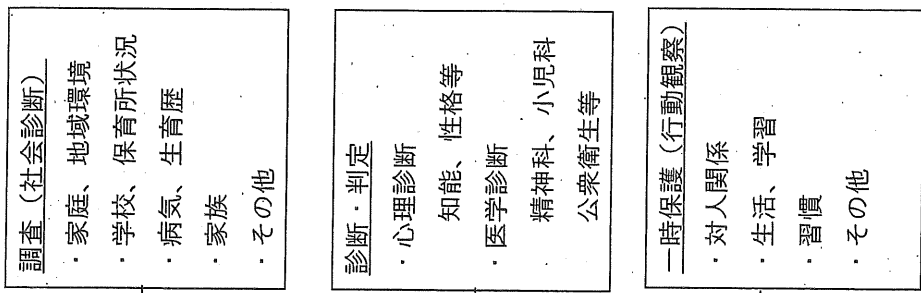
◎相談・通告・送致の流れ

県・市町	児童福祉施設
・福祉事務所	警察等
・保健センター	家庭裁判所
・児童委員	保健所
・その他	医療機関
	学校
	教育委員会等
	里親
	児童委員
	家族・親戚
	近隣・知人
	児童本人
	その他

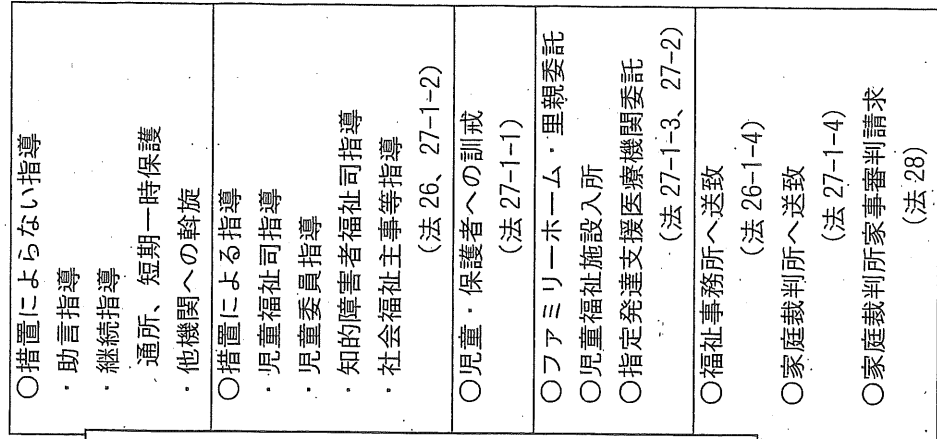


## 児童相談所

◎調査・診断・判定



◎援助の種類



※ この図において法とは児童福祉法をいいます。

## 8 児童相談の種類及び主な内容

養 護 相 談	1 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2 その他の相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境の問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健 相談	3 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
障 が い 相 談	4 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	5 視聴覚障がい相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障がい児に関する相談。
	6 言語発達障がい等相談	構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいをもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障がい、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	7 重症心身障がい相談	重症心身障がい児（者）に関する相談。
	8 知的障がい相談	知的障がい児に関する相談。
	9 発達障がい相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の子どもに関する相談。
非 行 相 談	10 ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	11 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育 成 相 談	12 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	13 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	14 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	15 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
	16 その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談。

## Ⅱ 児童相談の状況

### 1 相談受付の状況

(1) 児童相談所別・通告経路別件数

単位：件

児相	経路	県の機関	市町の機関	児童福祉施設等		児童センター 家庭支援	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健医療		学校等	里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
				保育所	左以外					保健所	医療機関								
北勢	男	29	348	7	17	3	0	155	0	1	17	40	2	0	335	67	5	2	1,028
	女	31	219	5	6	2	0	141	1	0	14	55	2	0	193	49	6	5	729
	小計	60	567	12	23	5	0	296	1	1	31	95	4	0	528	116	11	7	1,757
鈴鹿	男	9	122	0	6	0	0	97	1	1	8	10	1	1	186	19	1	3	465
	女	12	86	0	6	0	0	58	0	2	4	8	1	0	100	23	3	3	306
	小計	21	208	0	12	0	0	155	1	3	12	18	2	1	286	42	4	6	771
中勢	男	28	188	3	9	0	0	110	1	8	13	20	3	0	188	31	3	1	609
	女	39	141	2	4	0	0	115	0	5	10	22	1	1	93	35	4	1	474
	小計	67	329	5	13	0	0	225	1	13	23	42	4	1	281	66	7	2	1,083
南勢 志摩	男	8	24	0	6	0	0	35	0	1	2	0	0	0	96	6	1	0	177
	女	6	23	0	7	0	0	39	0	0	5	0	0	0	62	8	0	0	150
	小計	14	47	0	13	0	0	74	0	1	7	0	0	0	158	14	1	0	327
伊賀	男	8	55	3	4	0	0	23	0	1	0	15	0	0	111	22	0	1	245
	女	3	58	1	1	2	0	30	0	0	1	13	0	0	59	18	1	1	188
	小計	11	113	4	5	2	0	53	0	1	1	28	0	0	170	40	1	2	433
紀州	男	0	103	0	1	0	0	4	0	3	0	7	0	0	50	0	0	0	168
	女	3	73	0	0	0	0	4	0	1	0	11	2	0	23	1	1	0	119
	小計	3	176	0	1	0	0	8	0	4	0	18	2	0	73	1	1	0	287
計	男	83	840	13	43	5	0	424	2	15	38	94	6	1	966	145	10	7	2,692
	女	95	600	8	24	4	0	387	1	8	29	114	6	1	530	134	15	10	1,966
合計		178	1,440	21	67	9	0	811	3	23	67	208	12	2	1,496	279	25	17	4,658
構成比(%)		3.8	30.9	0.5	1.4	0.2	0.0	17.4	0.1	0.5	1.4	4.5	0.3	0.0	32.1	6.0	0.5	0.4	100



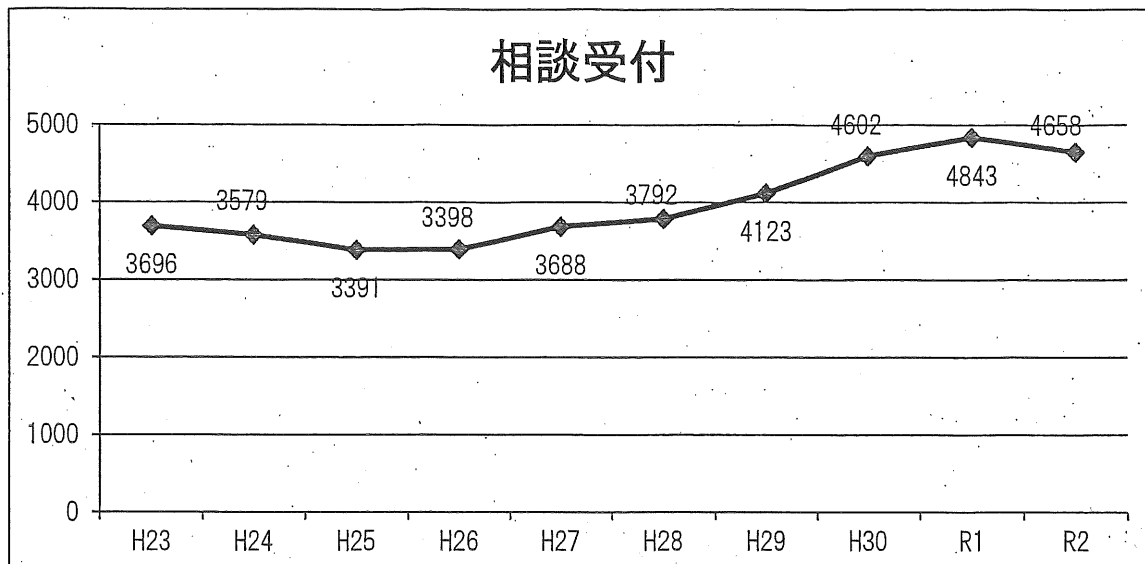
## (2) 年度別・種類別件数

単位：件

種類 児相	養護 相談	保健 相談	障がい相談							非行相談		育成相談				その他	合計
			肢体 不自由	視 聴 覚	言 語 発 達	重 症 心 身	知 的 障 が い	発 達 障 が い	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	し っ け			
相 談 所 別	北勢	1,088 (966)	3	3	0	0	2	570	10	14	9	53	5	0	0	0	1,757
	鈴鹿	450 (380)	0	0	0	0	1	285	2	5	12	15	1	0	0	0	771
	中勢	640 (545)	1	5	0	1	4	374	8	7	6	28	8	0	0	1	1,083
	南志	178 (131)	0	1	0	0	2	129	0	1	0	16	0	0	0	0	327
	伊賀	257 (201)	0	0	0	0	0	154	1	1	3	15	1	0	1	0	433
	紀州	107 (89)	0	1	0	0	0	63	7	1	0	35	0	47	26	0	287
計	2,720 (2,312)	4	10	0	1	9	1,575	28	29	30	162	15	47	27	1	4,658	
構成比 (%)	58.4	0.1	0.2	0.0	0.0	0.2	33.8	0.6	0.6	0.6	3.5	0.3	1.0	0.6	0.0	100	
過 去 の 相 談 件 数  (年度別)	H31	2,668 (2,225)	0	11	0	0	10	1,765	72	24	26	158	14	53	35	7	4,843
	H30	2,508 (2,056)	0	11	0	0	11	1,663	115	31	28	145	23	14	46	7	4,602
	H29	1,977 (1,594)	1	20	1	7	10	1,671	119	26	48	123	26	38	48	8	4,123
	H28	1,601 (1,234)	2	14	1	133	17	1,636	72	30	20	142	42	24	33	25	3,792
	H27	1,597 (1,213)	3	6	0	74	6	1,624	77	27	39	162	35	0	28	10	3,688
	H26	1,355 (1,030)	2	10	0	92	5	1,573	86	20	50	172	27	2	3	1	3,398
	H25	1,389 (1,054)	7	13	0	88	11	1,508	51	24	56	198	21	4	14	7	3,391
	H24	1,427 (1,006)	1	10	1	91	9	1,570	49	38	71	223	40	5	6	38	3,579
	H23	1,392 (934)	3	16	0	120	36	1,729	47	49	73	153	32	2	10	34	3,696
	H22	1,325 (856)	7	12	2	115	110	1,611	45	54	121	162	36	11	8	19	3,638

※ 養護相談欄の( )は、内数で児童虐待相談の受付件数を示します。

相談受付件数の推移



令和2年度の相談受付件数は4,658件と対前年度比で約3.8%の減少となりました。児童相談受付件数は全体的には減少していますが、児童虐待相談受付件数については約3.9%増加となっています。

(3) 市町における児童家庭相談受付件数<参考>

単位：件

	養護 相談	保健 相談	障がい 相談	非行 相談	育成 相談	その他 相談	計
北勢児童相談所管内 (3市5町)	1,769 (1,203)	26	546	5	803	49	3,198
鈴鹿児童相談所管内 (2市)	788 (412)	4	773	8	787	65	2,425
中勢児童相談所管内 (2市3町)	612 (430)	12	195	7	627	24	1,477
南勢志摩児童相談所 管内(3市4町)	458 (208)	4	145	2	61	10	680
伊賀児童相談所管内 (2市)	501 (282)	0	47	2	469	17	1,036
紀州児童相談所管内 (2市3町)	116 (51)	2	208	1	271	10	608
計(14市15町)	4,244 (2,586)	48	1,914	25	3,018	175	9,424

- ※ 1 「市町児童家庭相談援助指針(厚生労働省)」に定める統計を元に作成しました。  
 2 ( )は内数で、児童虐待相談件数です。  
 3 児童相談所における受理件数と重複しているものを含みます。(市町で受理后、児童相談所へ送致又は指導援助を求めたものを含みます。)

単位:件

(4) 種類別・年齢別件数

種類別	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	計
養護	247	182	191	197	162	151	168	161	155	153	140	139	142	139	104	92	80	75	42	2,720
保健	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	4
肢体不自由	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	2	0	0	10
視聴覚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
言語発達	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
重症心身障がい	0	1	0	0	2	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	2	9
知的障がい	2	10	38	74	94	83	116	72	120	108	70	146	101	72	167	105	66	94	37	1,575
発達障がい	0	0	0	3	3	4	2	1	0	0	2	2	1	4	2	1	0	3	0	28
＜犯行為等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	2	6	3	4	9	2	0	29
触法行為等	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	3	4	5	7	4	2	0	1	0	30
性格行動	0	2	5	9	10	9	6	7	8	10	5	10	12	29	17	9	3	7	4	162
不登校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	3	5	2	0	1	0	0	15
適性	0	0	1	0	1	15	4	8	3	5	1	8	1	0	0	0	0	0	0	47
しつけ	0	5	5	9	5	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	27
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
計	250	200	241	292	277	264	296	251	290	280	227	314	268	263	300	213	163	183	86	4,658
構成比(%)	5.4	4.3	5.2	6.3	5.9	5.7	6.4	5.4	6.2	6.0	4.9	6.7	5.8	5.6	6.4	4.6	3.5	3.9	1.8	100
北勢	107	77	105	107	108	110	117	84	120	101	92	116	94	103	107	72	47	65	25	1,757
鈴鹿	45	27	38	44	37	33	50	43	50	53	38	48	42	47	36	38	34	31	37	771
中勢	57	50	47	68	59	59	71	71	69	61	46	76	64	53	86	43	41	45	17	1,083
南勢志摩	14	15	15	15	21	8	21	9	16	10	22	24	29	25	25	18	14	25	1	327
伊賀	13	21	20	25	21	16	22	26	23	36	22	32	27	26	34	30	20	14	5	433
紀州	14	10	16	33	31	38	15	18	12	19	7	18	12	9	12	12	7	3	1	287

2 相談対応の状況  
(1) 種類別・対応別件数

単位:件

	対 応 件 数 ( 年 度 中 )														未 対 応 件 数 ( 年 度 末 現 在 ) (21)	施 設 入 所 待 機 ( 再 掲 ) (20)	施 設 入 所 待 機 ( 再 掲 ) (22)						
	面 接 指 導		助 言 指 導 (1)	兒 童 福 祉 司 指 導 (4)	兒 童 委 員 指 導 (5)	兒 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 (6)	市 町 村 指 導 委 託 (7)	市 町 村 送 致 (8)	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知 (9)	訓 戒 誓 約 (10)	入 入 所 (11)	法 第 2 7 条 の 3 に よ る (12)	通 所 (13)	指 定 発 達 支 援 医 療 機 関 委 託 (14)				里 親 委 託 (15)	法 第 2 7 条 第 1 項 第 4 号 致 (16)	障 害 児 入 所 施 設 等 へ の 約 (17)	そ の 他 (18)	計 (19)	
	助 言 指 導 (1)	繼 続 指 導 (2)																					他 機 関 あ つ せ ん (3)
養 護 相 談	304	1,872	4	12	0	8	1	0	0	2	77	1	0	1	8	0	0	26	2,315	0	1	0	
保 障 相 談	121	174	7	4	0	0	0	0	0	0	45	0	0	0	16	0	3	39	409	0	0	0	
保 障 相 談	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0	0	0	
保 障 相 談	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	9	0	13	0	0	0	
保 障 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
保 障 相 談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
保 障 相 談	4	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	13	0	0	0	
保 障 相 談	1,464	10	1	0	0	0	0	81	0	0	3	0	0	0	0	0	10	8	1,577	0	0	0	
保 障 相 談	12	2	1	1	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	7	2	29	0	0	0	
保 障 相 談	10	11	2	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	29	0	0	0	
保 障 相 談	1	6	0	2	0	0	0	0	14	0	1	0	0	0	0	1	0	1	26	0	4	0	
保 障 相 談	77	72	2	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	1	0	6	3	167	0	0	0	
保 障 相 談	6	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	
保 障 相 談	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	0	0	0	
保 障 相 談	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	0	0	0	
保 障 相 談	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
保 障 相 談	2,076	2,159	20	20	0	8	1	0	84	16	137	1	0	1	25	4	40	82	4,673	0	5	0	
保 障 相 談	44.4	46.2	0.43	0.43	0	0.17	0.02	0	1.8	0.03	2.9	0.02	0	0.02	0.53	0.09	0.86	1.8	100				
保 障 相 談																							

※ 対応は複数となる場合があります。そのため、受付件数より対応件数の方が多くなります。  
※ 構成比について、小数点第2位で四捨五入しているため、合計が100を超える場合があります。



単位：日

(2) 対応別保護延べ日数 (所内保護分)

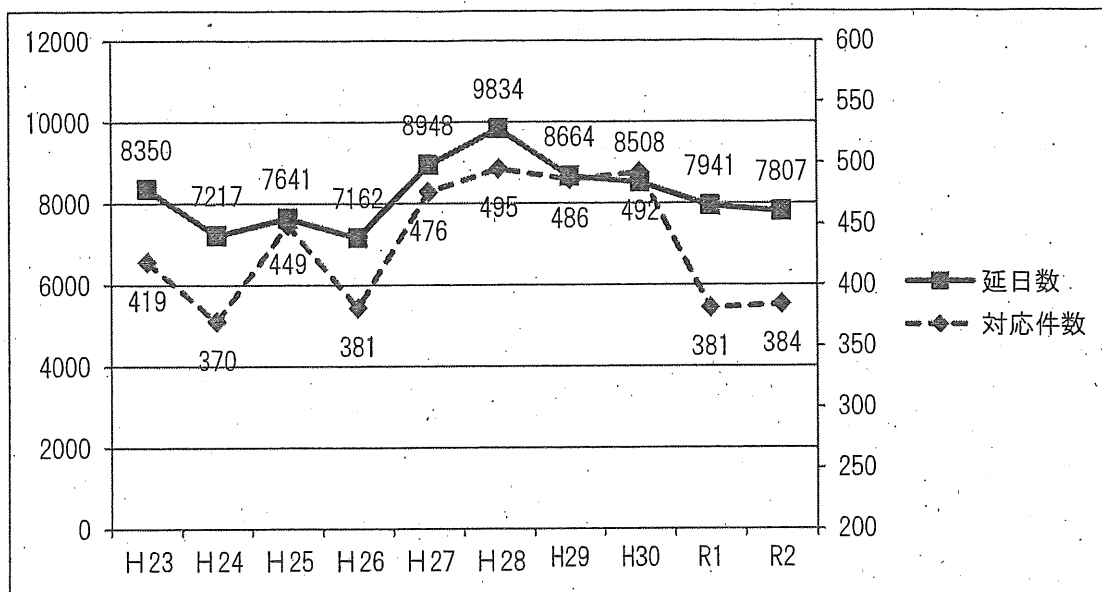
区分	対 応				計
	施設 設置 入福 所社	委里 託親	機他 関児 移相 送	帰 宅	
延日数	2,522	183	324	4,374	7,807

(3) 年度別・年齢別受付対応件数 (所内保護分)

単位：件

区分 年度別	継前 続年 保護 未	受 付				対 応						計	年度 末 継 続 保 護
		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	施設 設置 入福 所社	委里 親 託等	機他 関児 移相 送	送家 庭裁 判 致所	帰 宅	そ の 他		
R2	19	46	166	101	76	59	15	31	1	264	14	384	24
R1	22	43	167	107	61	72	7	15	0	262	25	381	19
H30	22	73	188	130	101	74	7	30	1	342	38	492	22
H29	20	56	205	125	102	81	6	28	0	341	30	486	22
H28	17	88	212	134	64	72	4	13	1	377	28	495	20
H27	22	94	190	133	54	75	7	26	0	333	35	476	17
H26	17	55	156	109	66	70	5	9	0	271	26	381	22
H25	23	98	179	103	63	75	7	12	0	324	31	449	17
H24	17	85	139	104	48	114	6	16	1	197	36	370	23
H23	17	85	137	133	64	127	6	23	1	234	28	419	17

一時保護対応件数（年度中）の推移（北勢及び中勢児童相談所の一時保護所の合計）



北勢及び中勢児童相談所の一時保護所における一時保護対応件数（年度中）の推移です。近年、対応件数は増加傾向にありましたが、令和元年度に引き続き児童養護施設への委託の増加もあり、対応件数・延べ日数ともに減少しました。

(4) 一時保護対応件数（年度中）（委託保護分）

単位：件

児相 委託先	北 勢	鈴 鹿	中 勢	南 勢 志 摩	伊 賀	紀 州	計	保護延べ 日数(日)
児童養護施設	55	80	27	9	62	3	236	5,450
乳 児 院	66	13	18	3	4	1	105	2,356
障がい児施設	11	6	7	0	8	1	33	583
その他の施設	0	0	0	0	0	0	0	0
里 親	5	2	5	0	3	2	17	307
そ の 他	7	2	2	0	1	0	12	444
計	144	103	59	12	78	7	403	9,140

児童相談所長は、必要に応じて児童養護施設、里親等に一時保護を委託することができます。

#### 4 児童福祉施設入所児童数（令和2年度末）

単位：人

児童相談所 施設の種類	北勢	鈴鹿	中勢	南勢 志摩	伊賀	紀州	計
乳児院	15	3	10	1	2	0	31
児童養護施設	91	74	92	44	28	6	335
児童自立支援施設	3	1	5	0	0	0	9
児童心理治療施設	5	0	1	1	1	0	8
自立援助ホーム	4	0	3	0	0	0	7
ファミリーホーム	7	5	5	1	3	0	21
小計	125	83	116	47	34	6	411
福祉型障害児入所 施設（知的障害児）	36 (3)	16 (4)	23 (3)	8 (1)	19 (12)	3 (1)	105 (24)
福祉型障害児入所 施設（盲児）	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
医療型障害児入所 施設（自閉症児）	7 (6)	5 (5)	4 (4)	5 (4)	1 (1)	1 (1)	23 (21)
医療型障害児入所 施設（肢体不自由児）	4 (2)	2 (0)	6 (4)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	14 (8)
指定発達支援医療機 関（重症心身障害児）	6 (1)	6 (1)	8 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	20 (5)
医療型障害児入所施 設（重症心身障害児）	2 (2)	1 (1)	1 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	6 (5)
小計	55 (14)	31 (11)	42 (14)	15 (7)	21 (14)	5 (3)	169 (63)
計	180	114	158	62	55	11	580

※（ ）は内数で、契約入所人数です。



### Ⅲ 相談種別別対応件数等の状況

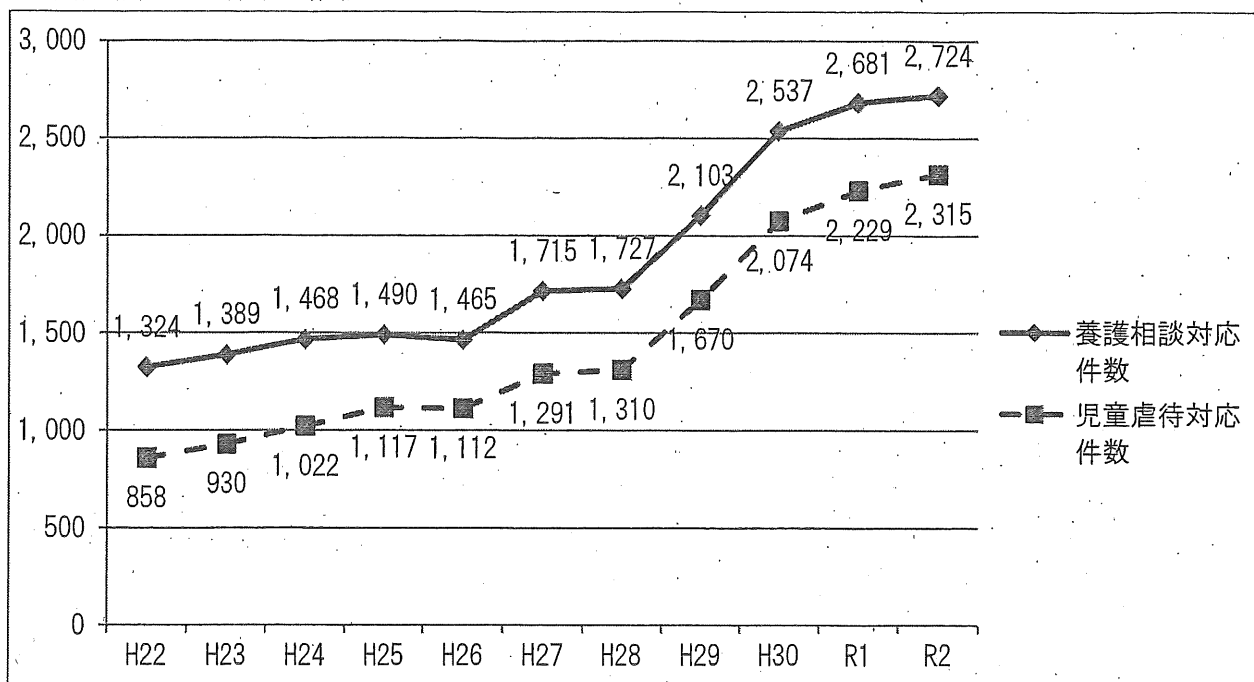
#### 1 養護相談の状況

##### (1) 養護理由別対応件数

単位：件

理由 対応	家出・失踪	死 亡	離 婚	傷病・入院	家庭環境		そ の 他	計	
					虐 待	そ の 他			
施設入所	1	0	0	6	77	38	0	122	
里親委託	0	0	0	0	8	16	0	24	
面接指導	4	4	2	37	2,180	249	6	2,482	
その他	2	4	0	2	50	34	4	96	
計	7	8	2	45	2,315	337	10	2,724	
構成比(%)	0.2	0.3	0.1	1.7	85	12.3	0.4	100.0	
過去の相談件数 (年度別)	H31	14	5	0	39	2,229	370	24	2,681
	H30	21	10	0	46	2,074	369	17	2,537
	H29	16	16	4	35	1,670	344	18	2,103
	H28	11	3	4	56	1,310	331	12	1,727
	H27	21	12	12	45	1,291	316	18	1,715
	H26	14	5	1	40	1,112	284	9	1,465
	H25	6	4	4	37	1,117	311	11	1,490
	H24	9	6	11	22	1,022	366	32	1,468
	H23	5	2	2	29	930	395	26	1,389
H22	7	8	3	59	858	343	46	1,324	

養護相談対応件数の推移



養護相談対応件数は増加傾向にあります。これは児童虐待相談対応件数の増加に伴うものであり、令和2年度は、養護相談2,724件のうち、児童虐待対応が2,315件と約85%を占めています。

この背景として、核家族の増加や地域住民の繋がりの希薄化などによる家庭や地域における養育機能の低下が言われており、子育て家庭に対する適切な助言や支援とともに、社会的養護体制の充実が求められています。

(2) 虐待相談の対応状況

表1 相談対応件数の年次推移

単位：件

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
全国	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,029
三重県	1,022	1,117	1,112	1,291	1,310	1,670	2,074	2,229	2,315

注)平成31年度(令和元年度)の全国の件数は速報値です。

表2 相談の経路

単位：件

経路 件数	県の 機関	市町 の機 関	児 童 福 祉 等	警 察 等	保 健 機 関 等	学 校 等	里 親	児 童 委 員	家 族		親 戚	近 隣 知 人	児 童 本 人	そ の 他	計
									虐 待 者	虐 待 者 外					
相談件数	117	732	33	745	42	179	1	1	69	62	28	277	12	17	2,315
構成比(%)	5.1	31.6	1.4	32.2	1.8	7.7	0.04	0.04	3.0	2.7	1.2	12.0	0.5	0.7	100.0

※構成比(%)は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

表3 主な虐待者

単位：件

虐待者 件数	実 父	実 母	実父以外 の父 親	実母以外 の母 親	そ の 他	計
相談件数	1,026	1,110	105	9	65	2,315
構成比(%)	44.3	47.9	4.5	0.4	2.8	100.0

※構成比(%)は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

表4 被虐待児の年齢内訳

単位：件

被虐待児 件数	0~3歳 未 満	3歳~学 齡 前 児 童	小 学 生	中 学 生	高 校 生 其 他	計
相談件数	496	609	793	283	134	2,315
構成比(%)	21.4	26.3	34.3	12.2	5.8	100.0

※構成比(%)は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

表5 主な虐待種別

単位：件

種 別 件 数	身 体 的 虐 待	性 的 虐 待	養 育 の 拒 否 怠 慢 ( ネ グ レ ク ト)	心 理 的 虐 待	計
相談件数	647	31	435	1,202	2,315
構成比(%)	27.9	1.3	18.8	51.9	100.0

※構成比(%)は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

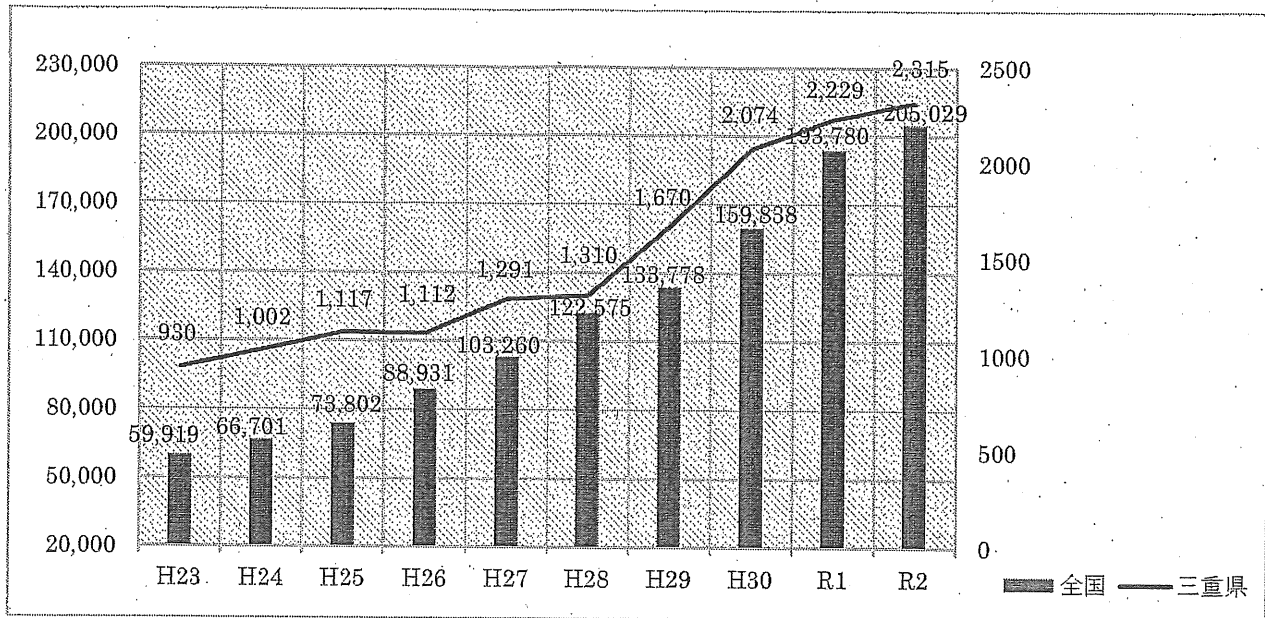
表6 相談対応内訳

単位：件

対 応 件 数	児 童 福 祉 施 設 入 所	里 親 委 託	面 接 指 導	そ の 他	計
相談件数	77	8	2,180	50	2,315
構成比(%)	3.3	0.3	94.1	2.1	100.0

※構成比(%)は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

### 児童虐待相談対応件数の推移

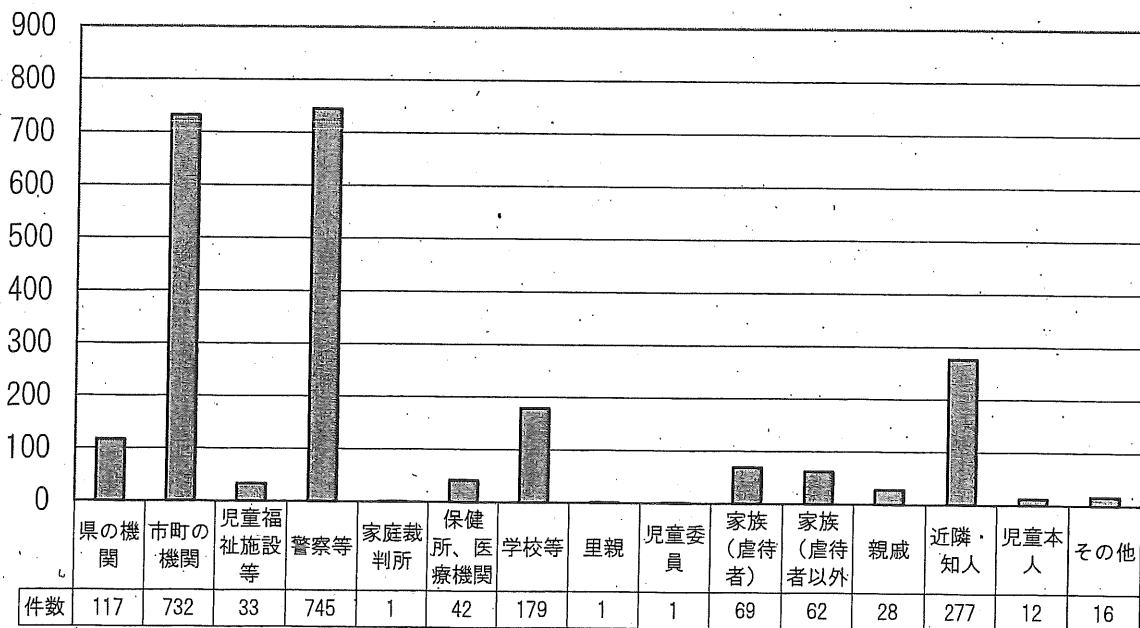


児童虐待の防止に対する地域社会の関心が高まっていることを背景に、全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加の一途にあります。

三重県における児童虐待相談対応件数は、平成24年度から1,000件を超える高い水準で推移しており、令和2年度の児童虐待相談対応件数は、2,315件と前年度比約3.9%の増加で、過去最多となりました。

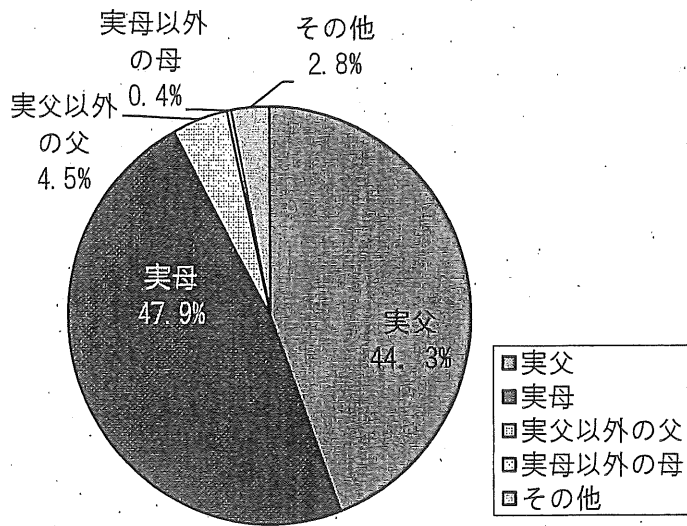
注) 令和2年度の全国の件数は速報値です。

### 虐待相談の経路



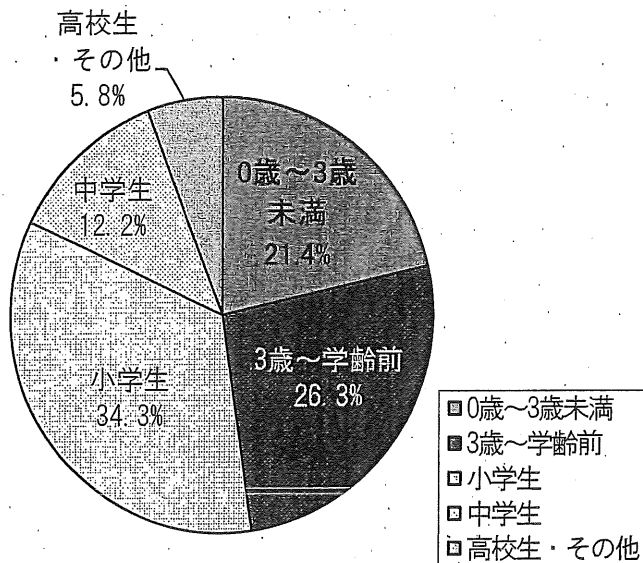
児童虐待の第一義的な相談窓口である「警察等」からの通告が745件と全体の約32%を占めています。次いで、「市町の機関」が732件、「近隣・知人」が277件、となっています。

□主な虐待者



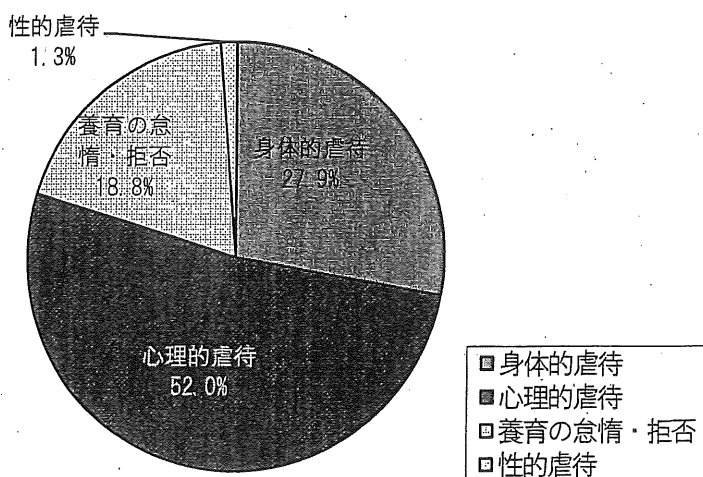
主な虐待者の約48%が実母です。  
 子育ての中心が母親で、子どもと接する時間が長く、育児をはじめとするさまざまなストレスが虐待を誘発している場合が多いと考えられます。

□被虐待児の年齢



学齢前の子どもが約48%を占めており、子育てに手が掛かる時期の虐待が多い状況です。  
 特に低年齢児は危険性が高く、注意が必要です。

□虐待種別



心理的虐待が52%と最も多く、次いで身体的虐待が27.9%となっています。心理的虐待の増加は、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力を目撃することが心理的虐待に該当することが広く認知され、通告が増加していることによります。

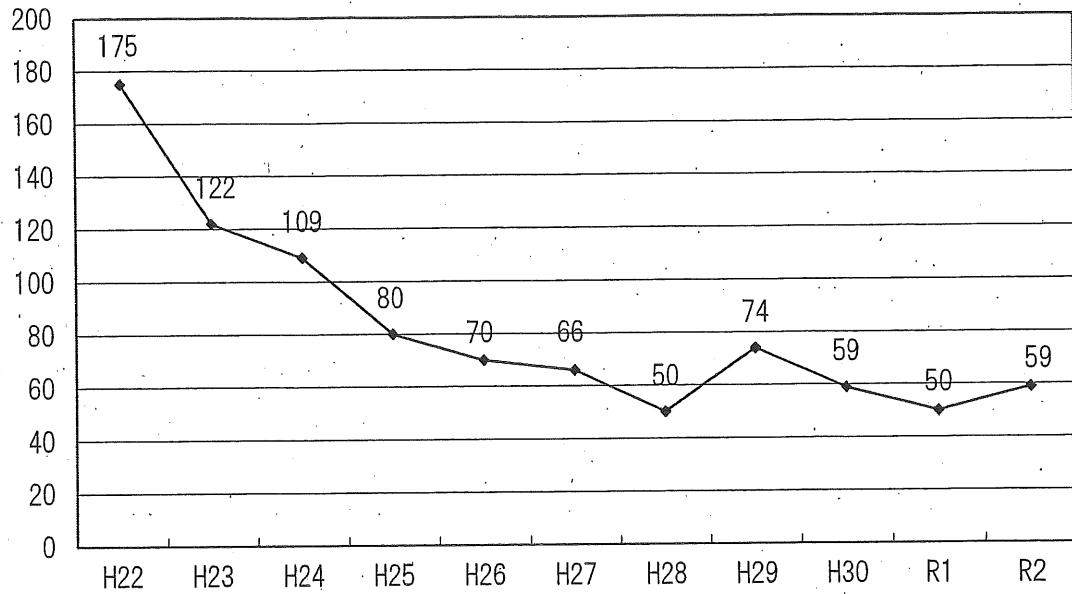
## 2 非行関係相談の状況

(1) ㇏犯、触法行為別・年齢別受付件数

単位：件

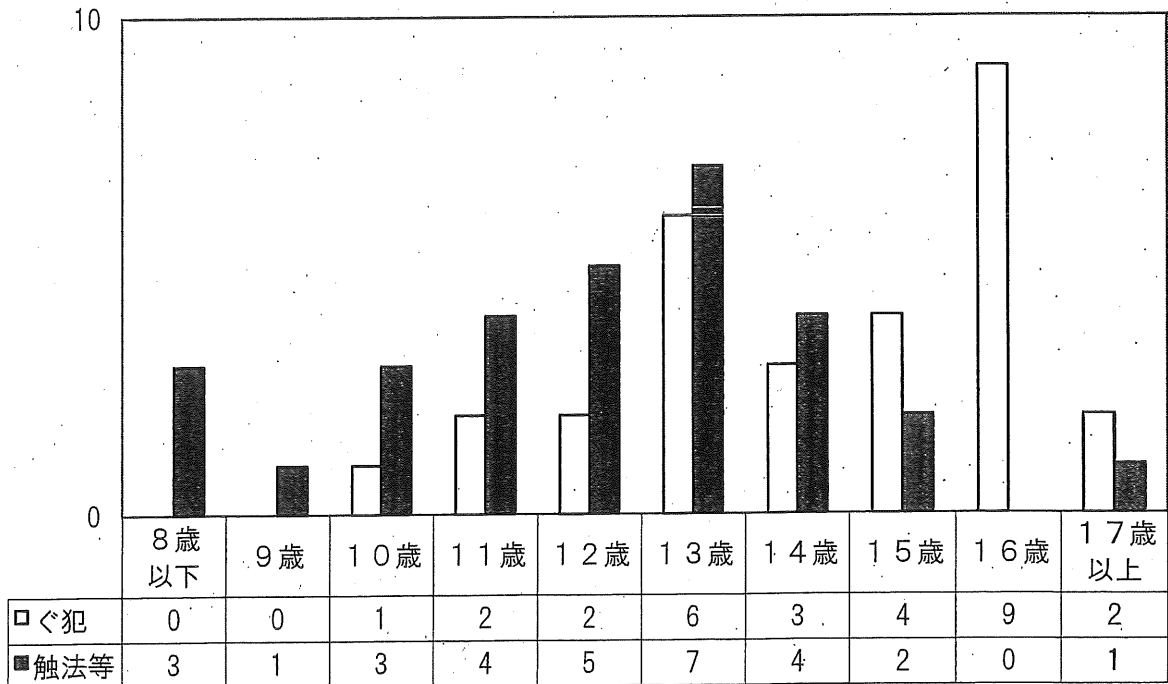
相談所別	年齢 種別	年齢													合計
		6歳以下	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	
北勢	㇏犯	0	0	0	0	1	2	0	3	3	1	3	1	0	14
	触法等	0	0	1	0	1	2	1	3	1	0	0	0	0	9
鈴鹿	㇏犯	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	2	0	0	5
	触法等	0	0	0	1	1	1	2	2	2	2	0	1	0	12
中勢	㇏犯	0	0	0	0	0	0	2	2	0	1	1	1	0	7
	触法等	0	0	0	0	1	1	1	2	1	0	0	0	0	6
南勢	㇏犯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	触法等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伊賀	㇏犯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	触法等	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3
紀州	㇏犯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	触法等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	㇏犯	0	0	0	0	1	2	2	6	3	4	9	2	0	29
	触法等	0	2	1	1	3	4	5	7	4	2	0	1	0	30

### 非行相談受付件数の推移



県内児童相談所への相談通告件数は、平成21年度をピークに減少していましたが、平成29年度は触法相談が前年比2.4倍となったことから増加しました。平成29年度以降は再度減少傾向にあります。令和2年度は少し上昇に転じました。

### 年齢別非行相談



触法等の相談の低年齢化がみられます。

### 3 不登校相談の状況

(1) 年度別・学年別受付件数

単位：件

区分	保育所 幼稚園	小学校						中学校			高校等	計	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年			
北勢	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	1	5	
鈴鹿	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
中勢	0	0	0	1	0	2	1	2	2	0	0	8	
南勢志摩	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
伊賀	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
紀州	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	1	0	3	3	5	2	0	1	15	
構成比(%)	0.0	0.0	0.0	6.7	0.0	20.0	2.00	33.3	13.3	0.0	6.7	100.0	
過去の相談件数													
年度別	R1	0	1	1	0	1	1	3	2	1	3	1	14
	H30	1	1	1	1	4	1	6	4	3	0	1	23
	H29	1	2	2	1	2	0	2	7	8	0	1	26
	H28	1	2	3	1	1	2	6	11	6	5	4	42
	H27	0	1	2	3	5	1	3	11	6	1	2	35
	H26	0	0	0	0	1	2	2	5	12	4	3	27
	H25	0	0	0	1	1	1	2	4	7	7	1	21
	H24	0	1	2	1	2	4	8	8	9	1	4	40
	H23	0	0	0	1	2	2	1	5	12	8	1	32
	H22	0	1	1	3	0	0	4	9	9	5	4	36

(2) 児童相談所別対応件数

単位：件

児相 対応		相談所別							計	構成比(%)
		北勢	鈴鹿	中勢	南志摩	伊賀	紀州			
面接指導	助言指導	3	1	2	0	0	0	6	40.0	
	継続指導	1	0	5	0	1	0	7	46.7	
	他機関へ斡旋紹介	1	0	1	0	0	0	2	13.3	
児童福祉施設入所		0	0	0	0	0	0	0	0	
障害児施設等への利用契約		0	0	0	0	0	0	0	0	
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		5	1	8	0	1	0	15	100.0	



## IV 里親の状況

### 1 児童相談所別里親登録数

単位：組

区分 児相別	令和2年3月 末現在	年度中 新規登録	年度中 登録取消	令和3年3月 末現在
北勢	99	9	2	106
鈴鹿	46	1	2	45
中勢	74	6	5	75
南勢志摩	20	5	0	25
伊賀	40	8	3	45
紀州	23	3	0	26
計	302	32	12	322

### 2 委託児童数

#### (1) 児童相談所別委託児童数（令和2年度末現在）

単位：人

年齢別 委託児相別	0歳	1歳～ 6歳	7歳～ 12歳	13歳～ 15歳	16歳以上	計
北勢	3	17	12	3	17	52
鈴鹿	1	7	8	3	3	22
中勢	1	7	8	5	7	28
南勢志摩	0	1	2	4	1	8
伊賀	0	1	2	3	2	8
紀州	0	2	1	4	2	7
計	5	35	33	22	32	127

#### (2) 年度別里親登録数、委託児童数（各年度末現在）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31(R1)	R2
里親登録数	209	233	262	234	265	302	322
委託児童数	84	98	105	118	122	129	127

### 3 里親委託率（令和3年3月31日現在）

上記以外に、7か所のファミリーホームに21人の児童を委託中です。

里親・ファミリーホーム委託児童数 148 (127+21)

$$\text{里親委託率} = \frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{児童養護施設措置、乳児院措置、里親・ファミリーホーム委託児童数}} \times 100 = 28.8\%$$

514 (335 + 31 + 127 + 21)

※ 「三重県社会的養育推進計画」（令和2年3月策定）では、令和11年度までに里親委託率を45.0%（就学前60.0%、学齢期以降40.0%）に引き上げることを目標とし、委託率向上に努めています。

# V 青少年健全育成

## 1 立入調査実施状況

単位：件

	北勢管内			中勢管内		南勢志摩管内	伊賀管内	紀州管内		合計	
	桑員	三泗	鈴亀	津	松阪	南勢志摩	伊賀名張	尾鷲	熊野		
立入対象店舗数	171	326	217	241	201	211	157	31	28	1,583	
業種	興行場	2	2	1	2	2	1			10	
	図書類取扱店	15	16	13	12	11	12	16	5	3	103
	携帯電話等販売店	25	40	25	35	25	27	19	7	5	208
	がん具刃物		5	4	5	5	12	3			34
	カラオケ	3	9	5	7	7	6	4	1	2	44
	薬局薬店	31	61	42	51	47	34	31	5	4	306
	コンビニ	87	168	108	111	92	100	71	10	11	758
	ネットカフェ マンガ喫茶	2	10	4	3	2	3	1			25
	その他	6	15	15	15	10	16	12	3	3	95
立入調査 延べ人数	12	6	4	8	4	60	6		2	102	
立入調査 延べ店数	216	406	266	301	247	258	196	62	57	2,009	
立入調査 実施店数	171	326	217	241	202	211	157	31	28	1,584	
実施率(%) (実施店/現在店)	100	100	100	100	101	100	100	100	100	100	

※ただし、立入調査の実施店舗数には文書送付分を含む

## 2 協力店舗状況（立入対象店舗の内子どもの利用の多い店舗）

単位：件

	北勢管内			中勢管内		南勢志摩管内	伊賀管内	紀州管内		合計
	桑員	三泗	鈴亀	津	松阪	南勢志摩	伊賀名張	尾鷲	熊野	
対象店舗数	107	203	130	133	112	121	92	16	16	930
協力店運動登録数	104	203	130	132	112	121	91	16	16	925
協力店割合(%)	97.2	100	100	99.2	100	100	98.9	100	100	99.5

※注 立入対象店舗の内子どもの利用の多い店舗 … 図書取扱店、カラオケ、コンビニ、ネットカフェ

< 参考 >

## 三重県児童福祉施設一覧表

(令和3年4月1日現在)

< 参考 >

## 三重県児童福祉施設一覧表

### 乳児院

番号	施設名	所在地	定員	電話番号	郵便番号
1	乳児院ましろ	津市垂水 1300-30	10	(059)228-3920	514-0821
2	エスペランス四日市	四日市市大字泊村 954	25 【さら6】	(059)346-1371	510-0894
3	里山学院乳児院	津市河芸町影重 1162	10	(059)253-3780	510-0307

※ 【 】は、一時保護実施特別加算の名称、定員（外数）を示す。

### 児童養護施設

1	みどり自由学園	津市乙部 33-5	30 (6) 【みらい4】	(059)226-3022	514-0016
2	聖マッテヤ子供の家	津市産品 732-1	24 (6)	(059)237-5984	514-0076
3	エスペランス四日市	四日市市大字泊村 954	50 (6) (6)	(059)346-1371	510-0894
4	いせ子どもの家	伊勢市吹上 2-5-41	30	(0596)28-2678	516-0073
5	天理教三重互助園	伊勢市倭町 30-1	18 (6) (6)	(0596)63-6200	516-0032
6	名張養護学園	名張市朝日町 1263-3	30 (6) 【「のぞみ」4】	(0595)63-0717	518-0721
7	里山学院	津市河芸町影重 1162	30 (6)	(059)245-0116	510-0307
8	鈴鹿里山学院	鈴鹿市上箕田 1丁目 6-2	30 【大樹6】	(059)381-6021	513-0056
9	聖の家	多気郡多気町津留 548-1	18	(0598)38-2805	519-2189
10	真盛学園	津市安濃町今徳 247	30 (6)	(059)268-2121	514-2313
11	児童養護施設なないろ	津市垂水 1300-30	30	(059)228-3920	514-0821
12	エスペランス桑名	桑名市長島町西外面 1070	30	(0594)41-1515	511-1143

※ ( ) は、地域小規模養護施設の定員（外数）を示す。

※ 【 】 は、一時保護実施特別加算の名称、定員（外数）を示す。

福祉型障害児入所施設（知的障害児）

1	障害児入所施設 聖母の家	四日市市波木町 398-1	40	(059) 321-2855	510-0961
2	三重県いなば園 くすのき寮	津市稲葉町 3989	30	(059) 252-1780	514-1252
3	三重済美学院	伊勢市辻久留 3-17-5	30	(0596) 22-3212	516-0066
4	こどもライフサポート センター はーと	名張市美旗中村 2326	20	(0595) 65-3787	518-0615

医療型障害児入所施設（自閉症児・肢体不自由児）

1	三重県立子ども心身 発達医療センター	津市大里窪田町 340-5	自閉症児 56 肢体 不自由児 30	(059) 253-2000	514-0125
---	-----------------------	---------------	--------------------------------	----------------	----------

医療型障害児入所施設（重症心身障害児）

1	独立行政法人 国立病院機構鈴鹿病院*	鈴鹿市加佐登 3 丁目 2-1	児者 120	(059) 378-1321	513-8501
2	独立行政法人 国立病院機構三重病院*	津市大里窪田町 357	児者 50	(059) 232-2531	514-0125
3	済生会明和病院 なでしこ障害児入所施設	多気郡明和町上野 435	児者 8	(0596) 52-0131	515-0312

※ 指定発達支援医療機関

児童自立支援施設

1	三重県立国児学園	津市栗真町屋町 524	60	(059) 232-2598	514-0102
---	----------	-------------	----	----------------	----------

児童心理治療施設

1	児童心理療育施設 悠（はるか）	桑名市長島町横満蔵 字長徳 568-3	入所 30 通所 10	(0594) 45-8085	511-1133
---	--------------------	------------------------	----------------------	----------------	----------

児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）

1	自立援助ホーム つばさ	桑名市長島町押付 530-5 マンションビクトル 3-3	6	(0594) 42-4430	511-1113
2	自立援助ホーム 東の川南荘	鈴鹿市江島本町 18-30	9	(059) 324-2339	510-0234

小規模住居型児童養育事業

1	チルドレンズホーム アシュレ	名張市春日丘 1-107	6	(0595)63-0116	518-0453
2	ファミリーホーム 絆	伊賀市伊勢路 6-1	6	(0595)52-0409	518-0205
3	ファミリーホーム 「名張」	名張市桔梗が丘 5-9-35	6	(0595)42-8525	518-0625
4	さかもとホーム	津市南ヶ丘一丁目 18-4	5	(059)253-1255	514-0822
5	ファミリーユ	四日市市桜新町 2-92-4	6	(059)324-3079	512-1215
6	奈良ファミリーホーム	津市藤方 2204	5	(059)225-0588	514-0815
7	nikoniko	四日市市采女が丘 二丁目 165-2	6	(059)390-1749	510-0953

児童家庭支援センター

1	児童家庭支援センター まお	四日市市泊村 1050-76	-	(059)340-0022	510-0894
2	児童家庭支援センター 「あかり」	名張市朝日町 1263-3	-	(0595)42-8331	518-0721
3	児童家庭支援センター たるみ	津市垂水 1300-30	-	(059)228-3920	514-0821
4	児童家庭支援センター わかぎ	伊勢市倭町 30-1	-	(0596)63-6205	516-0032
5	児童家庭支援センター みだ	鈴鹿市上箕田 1丁目 6-3	-	(059)373-6025	513-0056
6	児童家庭支援センター きじゅう	南牟婁郡御浜町 下市木 2950-3	-	(05979)2-1800	519-5203

令和3年度

## 児童相談所の状況

(令和2年度実績)

編集発行 三重県児童相談センター

〒514-0113

津市一身田大古曾694-1

電話 059-231-5902

FAX 059-231-5904

